

県大教職員組合ニュース 第84号

2016 (第6号)

2016年12月9日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会

Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

第1回 団交報告

日時：平成28年11月18日(金) 17:30~19:45

「職員給与規程等の一部改正 組合合意(差額支給年内)」

前回の団体交渉にて「静岡県公立大学法人職員給与規程等の一部改正について」(案)が法人から提示されました。これは、人事院勧告に準拠し、県職員の給与規程を準用したものです。

下記の資料で示す通り、改正内容は、ア. 給与表の改定、イ. 特例給料月額の上上げ、ウ. 諸手当の改定及び勤勉手当の改正となっております。

上記適用は、平成28年4月1日からとなります。よって、今年4月分からの差額については、12月末までに支給される予定です。

組合では、下記の「改正する規程」4つについて、11月21日付で合意文書を法人へ提出しました。

静岡県公立大学法人職員給与規程等の一部改正について

- (1) 静岡県公立大学法人職員給与規程(一部改正).....【合意】
- (2) 静岡県公立大学法人職員の給与に関する細則(一部改正).....【合意】
- (3) 静岡県公立大学法人初任給調整手当に関する細則(一部改正).....【合意】
- (4) 静岡県公立大学法人単身赴任手当に関する細則(一部改正).....【合意】